

判決のご報告

書籍スキャン事業者に対する訴訟 原告弁護士団一同

浅田次郎、大沢在昌、永井豪、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史及び武論尊の7名は、書籍スキャン事業者7社及び代表者個人を被告として、著作権者の許諾なき大規模スキャン事業が著作権侵害にあたることを理由として、著作権侵害行為の差止め等を求める訴えを、2012年11月27日に提起しておりました。訴えの概要及び訴訟提起に至る経緯の詳細については、同日付けプレスリリース（別紙）をご参照下さい。

本日、被告のうち以下の2社及びその代表者について、判決が言渡されました。

- ・株式会社サンドリーム／代表者：中西秀忠（サービス名：ヒルズスキャン24）
- ・有限会社ドライバレッジジャパン／代表者：長屋好則（サービス名：スキャボン）

なお、他の被告のうち1社（株式会社Multi Cast／代表者 針谷成哉／サービス名：電子書籍化ドットコム）については、被告が謝罪し原告の請求を認めたこと（請求認諾）により、原告の実質勝訴にて終了しております。

また、残る4社については2013年10月30日に判決が予定されています。

<原告弁護士団一同のコメント>

「本日の判決では、原告による差止めの請求及び損害賠償請求が、いずれも認められ、原告の全面勝訴となりました。

無許諾の書籍スキャン事業は違法であり、事業には権利者の許諾と公正なルールの遵守が必要となる旨、本判決により明確に示されたことには大きな意義があると考えます。」

〈本件の経緯と補足〉

過去のプレスリリースにも記載した通り、「自炊代行」と称する書籍の大規模スキャン事業は、平成22年以後急速に増加し、1年数ヶ月で約100社を数えるまでになりました。こうした事業は現行法の「私的複製」の例外では到底許容され得ず、著作権者の許諾が必要であるとの見解が有力でしたが、現実には無許諾で行われており、そのため著者や出版社の希望や危惧を全く顧慮しないサービス内容のものが少なくありません。

一例として、業者の中には裁断本をユーザーに返還する者や、使い回された裁断本からのスキャンを受注する者も多く、現にネット上における裁断本の買取・販売は拡大を続けています。提訴時のプレスリリースでも、ヤフーオークションだけで約2,000件が出品されている事実を指摘しておりますが、現在はこれを上回る出品数となっています。この場合、「購入された1冊の書籍が1つの電子データに変換されただけ」とは到底言えず、実態においては無許諾の電子書籍を廉価で入手する手段として、裁断本の転売と大規模スキャン事業が利用されることになります。

また、大規模スキャン事業により、複製防止処置（いわゆるDRM）が施されていない電子ファイルが個人では到底不可能な規模で生成されることへの危惧も、従前のプレスリリースに述べたとおりです。残念ながらほとんどの事業者は、発注者によるデータの悪用を防止する措置を何らとっておらず、その点に関心も示していません。

こうした危惧から、122名の著名な作家・漫画家が許諾しない作品の受注スキャンを停止するよう事業者質問及び通知（2011年9月5日付及び同年10月17日付）、同年12月にはこれに応じない2事業者を今回の原告7名が提訴しております。訴訟ではいずれの事業者も、（実質的な反論もなく）解散ないし請求を認諾するなどして、スキャン事業を取り止めています。

しかるに、今回の被告のうち株式会社サンドリームは、前記の質問書・通知書を無視し続け、同有限会社ドライバレッジジャパンは、質問書に対して「当該122名の作品のスキャンはしない」旨を明言していました。にもかかわらず、両社とも、訴訟提起の数ヶ月前に原告作品の受注スキャンを行い、裁断本の返却にも応じていた事実を、原告は把握しています。

このように質問を無視し、あまつさえ虚偽の説明をおこなう業者には、著作者らの許諾と理解を得て公正なルールのもとでスキャン事業を遂行する意思など毛頭ないと判断せざるを得ません。

本判決では、書籍スキャン事業を行うためには権利者の許諾が必要となる旨、明確に示されました。従って、関係者はこれを重く受け止め、著作者の同意を得られないスキャン事業は直ちに止めるとともに、著作者も納得する公正なルール作りを真剣に検討することを求めたいと考えます。

以 上